

長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第30号

長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長浜市条例第30号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、長浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第4条 委員の任期満了後最初の会議の招集は、前条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(除斥)

第5条 委員は、条例第2条第1項各号に掲げる調査審議の事項（次条において「調査審議事項」という。）が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(手続の併合又は分離)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の調査審議事項を併合し、又は併合された数個の調査審議事項を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。